次

目

規 則

○健康増進法施行細則の一部を改正する規則

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

○県営土地改良事業の換地処分

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者 ○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第一号漁業者)

○保安林の指定施業要件の変更

○道路の区域変更

公

告

○開発行為に関する工事の完了 (二件)

宮

規 則

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

令和元年十月八日

○宮城県規則第七十三号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する

福祉に関するもの)」、「(生活保護法第38条, 施設)」、「(児童福祉法第7条に規定する施設及び社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童 身体障害者福祉法第5条第1項及び社会福祉法第2条に

(1)

発 行 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267

(毎週火,金曜日発行)

る

ページ

健康推進課

農村振興課

○宮城県告示第八百十号

告

農村整備課

(水産林政総務課) 同

(森林整備課)

課 \equiv

路

道

(建築宅地課)

赤井堀

地

五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

	区 名
施設整備工事))) 地防災事業(ため池等整備事業(用排水地防災事業(ため池等整備事業(農農村地域復興再生基盤総合整備事業(農	事業の名称
令和元年七月十九日	工事完了年月日

○宮城県告示第八百十一号

事業の換地処分を次のとおり行った。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良

令和元年十月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

処分を行った地区の名称

下志田地区

処分の年月日

令和元年九月九日

列4番とするいと。」を削る 規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの)」及び 「(備券) 用紙の大きさは, 日本工業規格 A

様式第二号及び様式第三号中「(編巻) 囲糞の大きなは, 日本工業規格A列4番とすること。」を削

附 則

(施行期日

この規則は、 公布の日から施行する。

1

2 改正前の健康増進法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、 (経過措置)

当分の間、改正後の健康増進法施行細則の規定によるものとみなす 示

○宮城県告示第八百十二号

合するものと認める。 次の加入区に係る特定第一号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった

令和元年十月八日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

区七第宫 加五城 入十県	加第宮 入二城 区十県	の加 名入 称区
域漁漁三び十共 場業十共一第 の権二第号百 区の号百及三	の権二共 区の号第 域漁漁百 場業十	水域
満 沖 (浜うの地合業宮のト合海のち地区の協城区ル百岸区田区支石同県域) 未メ線域代の所巻組漁	域未メ線区支町合業宮 一満 1 沖 (所十の協城 のト合海の三北同県 区ル百岸地浜上組漁	区域
月令 十九元 日年 九	月令 十和 九元 日年 九	届出年 月日 日
在	阿帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝帝	発起人の住所及び氏名
るあに号二九(償漁 漁わ規)百年昭法業 業び定第九政和施災 をす五十令三行害 とる条三第十令補	るあに号二九(償漁 漁わ規)百年の保護業 業び定第九政和施災 をす五十令三行害 とる条三第十令補	漁業の種類
十 四 人	二百三人	漁業 者 数

○宮城県告示第八百十三号

業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定 において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

令和元年十月八日

する要件に適合するものと認める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

東松島市(次の図に示す部分に限る。)

百十八号(漁 城県告示第三 平成十九年宮	区域	
 令和元年九月	届出年月日	
桜井 甚一 東松島市宮戸字柳の浜	発起人の住所及び氏名	
和三十九年政法施行令(昭	養殖業の種類	
十四人	養殖業者数	

区十宮 八城県 入第

名加入区の 称

○宮城県告示第八百十四号

林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

令和元年十月八日

保安林として指定された目的

飛砂の防備

2

3 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

入二宮 区十城 二県 加第	入二宮 区十城 一県 加第	
上仙仙七市同宮で入共に業百城平)南台ヶ第組城告区済基災十県成 の支支浜一合県示のにづ害八告十 地所所支支の漁さ設係く補号示九 区(及所所塩業れ定る漁償(第年 関び、、釜協た)加業法漁三宮	地市同宮で入共に業百城平 区浦組城告区済基災十県成 戸合県示のにづ害八告十 支の漁さ設係く補号示九 所塩業れ定る漁償(第年 の釜協た)加業法漁三宮	区西同宮で入共に業 部組成告区済生 支合県示のにづき 下の漁さごと 所の宮業れ定る漁償 地戸協た)加業法
十令 七 日 年 九 月	十令和元 日 年 九 月	
宮城郡七ヶ浜町東宮城郡七ヶ浜町東宮城郡七ヶ勝一十七 三城郡・世が 三、山田七ヶ勝 三、山田代ヶ崎 三、山田代ヶ崎	塩釜市浦戸桂島字庵寺 四十一年 高九 - 三 百九 - 三 百会社 一三 会社 一三 会社 一三 会社 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一一三 一	小野 真義 東松島市宮戸字月浜一
業す条三令和法漁 業するの号第三施業 の四)二十行第 りに第百九令害 養規十九年(補 殖定八十政昭償	業す条三令和法漁業 るの号第三十令第三十令の四)第一二十令 りに第百九年(りに第二九年(養規十九年(昭 殖定八十政昭	業 全 条 の の の の の の の の に 表 元 の の の に 表 力 の の に 表 力 に の に の に も ま れ に に に に に に に に に に に に に
四 士 二 人	三人	

- (1) 主伐は、 択伐による。
- (2) 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

<u>-</u>

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

2

変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

3

主伐は、択伐による。

報

(2)整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

 \equiv

保安林として指定された目的

2

名所又は旧跡の風致の保存

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(3)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

整備課)及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百十五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十月八日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大河原土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月八日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類

 $\vec{-}$ 道 路 名 角田山元線

 \equiv 道路の区域

同市島田字諏訪部二七番三地先まで後	角田市島田字諏訪部二七番一地先から 前	変更の区間前後
九・五~四・六	九・一~	(メートル)敷地の幅員
三〇・八	三〇・八	(メートル)敷地の延長

告

公

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月八日

地域の名称 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

多賀城市新田字北熊ノ田七十八番五

宮城県知事 村 井 嘉

浩

仙台市宮城野区田子二丁目十八番一 - 百七号

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 伏見 亮太

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 令和元年十月八日